

令和6年度 第1回学校運営協議会

日 時 令和6年5月27日(月)

14:10~15:20

会 場 水沢商業高等学校会議室(実践室)



次 第

- 1 開会のことば
- 2 校長挨拶
- 3 自己紹介
- 4 協議
 - (1) 会長の互選について
 - (2) 令和6年度活動報告と活動計画について
 - (3) 令和6年度学校経営計画について
 - (4) その他
- 5 意見交換
- 6 その他
- 7 閉会のことば

令和6年度 水沢商業高等学校 学校運営協議会委員名簿

	名前	ふりがな	所属・職名	任用期間	備考
1	古山 恒樹	こやま つねき	本校PTA会長	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	PTA代表
2	高橋 政志	たかはし まさし	本校同窓会長	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	同窓会代表
3	大友 真弓	おおとも まゆみ	明淨会会长	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	その他
4	高橋 広明	たかはし ひろあき	水沢中学校校長	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	接続する学校の職員
5	高橋 崇	たかはし たかし	株式会社テクト社長	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	企業関係者
6	山田 良也	やまだ よしや	いわてふるさと農協 産直課長	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	企業関係者
7	佐藤 良	さとう りょう	奥州市立水沢図書館長	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	学習活動施設代表（体育館・図書館等）
8	千葉 学	ちば まなぶ	奥州市生涯学習スポーツ課長	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	行政関係者
9	千葉 和幸	ちば かずゆき	コーポAterui総括店長	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	企業関係者
10	大石 恒平	おおいしきょうへい	本校校長	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	当該校職員
11	下権谷久和	しもごんや ひさかず	本校副校長	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	当該校職員
12	小森 美智	こもり みち	本校事務長	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	当該校職員
13	三浦 弘美	みうら ひろみ	本校総務主任	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	当該校職員

水沢商業高校 出席職員

14	中村 和宏	なかむら かずひろ	本校図書部主任		当該校職員
15	平 佳幸	たいら よしゆき	本校商業科主任		当該校職員
16	小野 育子	おの いくこ	本校総務部（記録）		当該校職員

令和6年度岩手県立水沢商業高等学校 学校運営協議会実施要項

岩手県立水沢商業高等学校

1 目的 地域の方々が学校運営に参画することで、「目標やビジョン」を共有し、社会総がかりで子供たちの健全育成や学校運営の改善に取り組む。

2 日 時 令和6年5月27日（月） 13時30分

3 場 所 岩手県立水沢商業高等学校 実践室

4 構成員（任期は1年）

- ・ P T A 及び同窓会代表
- ・ 地元企業代表
- ・ 接続する学校の職員
- ・ 企業関係者
- ・ 学習活動施設代表（体育館・図書館等）
- ・ 行政関係者
- ・ 本校校長、副校長、関係職員

5 内容

- (1) 授業参観（13：30～14：00）※参観終了後 14：10～協議会
- (2) 令和6年度活動報告について
- (3) 令和6年度学校経営計画について
- (4) 意見交換

6 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症予防対策の上、出席願いたいこと
- (2) 出席報告等は5月17日（金）を締切としていること

岩手県立水沢商業高等学校 学校運営協議会 設置要項

第1条（設置及び目的）

- 1 岩手県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（令和2年岩手県教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）第2条に基づき、本校に「岩手県立水沢商業高等学校学校運営協議会」（以下「協議会」という。）を置く。
- 2 この要項は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第4項の規定に基づき、協議会の運営のために必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（学校運営等に関する意見）

- 1 協議会は、次に掲げる事項について協議を行い、校長に意見を述べることができる
 - (1) 学校の運営の基本的な方針の実現に資する事項
 - (2) 学校の教育上の課題を踏まえた事項
- 2 協議会は、法第47条の5第7項の規定に基づき教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴取するものとする。

第3条（組織及び任期）

- 1 協議会の委員（以下「委員」という。）は、15人以内とする。委員は、次の各号に掲げる者等から構成する。
 - (1) 地域住民
 - (2) 学識経験者
 - (3) 産業関係者
 - (4) コーディネーター
 - (5) 学校関係者（PTA、同窓会、教員等）
- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

第4条（守秘義務等）

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第5条（会長及び副会長）

- 1 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。
- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 対象学校の校長及び教職員は、協議会の会長及び副会長となることができない。

第6条（会議）

- 1 会議は、会長が校長と協議の上、招集する。
- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議には、原則として校長及び事務局員は出席するものとする。
- 5 校長は会長の許可を得て、他の職員を会議に出席させることができる。

第7条（会議の時期等）

- 1 会議は、年2回開催するものとし、開催時期は特段の事情がない限り次のとおりとする。
ただし、会長が会議の開催が必要と判断した場合はこの限りではない。
第1回 4月～7月 第2回 11月～3月
- 2 会議においては、当該年度の学校経営計画に関する事項、当該年度の取組みの進捗状況に関する事項及び取組みの改善に向けた事項、当該年度の学校による取組みの自己評価を踏まえた学校関係者評価に関する事項、並びに次年度の学校運営の基本的な方針などについて協議するものとする。
- 3 協議会は、会議の円滑な運営のために、必要に応じて、資料の提供、授業見学及び保護者への意見聴取の機会を学校に求めることができる。

第8条（会議の公開）

- 1 会議及び議事録は原則として公開するものとし、学校運営及び学校運営への必要な支援に係る協議の結果の情報を、学校の所在する地域住民その他の関係者等に積極的に提供するよう努めなければならない。
- 2 協議内容が個人のプライバシーに関する情報を含む場合、または会議を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ等があり、会議の目的が達成できないと会長が判断する場合は、非公開とすることができる。

第9条（庶務）

- 1 協議会の庶務を行うために、事務局を置く。
- 2 事務局長は副校长とし、その他事務局員は総務課とする。

第10条（その他運営に必要な事項）

この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、校長が定める。

附則 この要項は、令和5年4月1日から施行する。

令和6年度 岩手県立水沢商業高等学校経営計画

校長：大石恭平

1 校訓・教育目標		校訓「明淨直」 教育目標 (1) 豊かな人間性を備え、社会に貢献し得る人間を育成する (2) 志を高く堅持し、たゆまぬ向上心を持って努力する強固な意志と旺盛な意欲を養う (3) 広い視野に立って物事を考え、礼節を重んじる態度を養う (4) 勤労を貴び、協調と奉仕の精神を養う	
2 スクール・ポリシー	(1) 育成を目指す資質・能力に関する方針 (グラデュエーション・ポリシー)	全学科共通：前に踏み出す力、考え方力、チームで働く力、総合生活力、人生設計力 商業科：販売経営能力 会計ビジネス科：経営分析力 情報システム科：情報活用能力	
	(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針 (カリキュラム・ポリシー)	全学科共通：地域と連携した体験的、実践的な学びの推進 商業科：経済のスペシャリストの育成(リテールマーケティング検定に挑戦) 会計ビジネス科：会計のスペシャリストの育成(日商簿記検定に挑戦) 情報システム科：情報のスペシャリストの育成(基本情報技術者試験に挑戦)	
	(3) 入学者の受け入れに関する方針 (アドミッション・ポリシー)	・相手の心に伝わる明るいあいさつができる生徒 ・身だしなみや言葉遣いなどビジネスマナーを身に付けようとする生徒 ・何事にも目標を持って失敗を恐れず挑戦する生徒 ・地域を愛し、地域の発展に貢献しようとする生徒	
3 魅力化協働パートナー		水沢中学校、奥州市立水沢図書館、コーポアテルイ、株式会社デジアイズ 株式会社サンライフ、水沢放課後児童クラブ、スーパータカトヨ、富士大学	
4 目指す学校像	(1) 今年度の重点目標	重点目標	達成指標
		ア 基礎基本の定着と主体的な学びの推進ならびに学力の向上	・家庭学習に昨年度より積極的に取り組んだ生徒の割合【60%以上】
		イ 社会人基礎力の育成を念頭に置いたキャリア教育の推進	・進路希望に応じた指導を丁寧に行っていると答えた生徒の割合【85%以上】
		ウ 地域連携による生徒の体験的な活動の推進	・地域の行事やボランティア活動に積極的に参加した生徒の割合【80%以上】
		エ 基本的生活習慣の確立を図る	・相手の心に伝わる明るいあいさつが出来たと答えた生徒の割合【85%以上】
		オ 学校いじめ対策組織の取組みを中心としたいじめの防止	・人権尊重について、自分なりに意識して取組んだ生徒の割合【80%以上】
	(2) 取組方針	カ 生徒を個人として尊重し、不適切な指導を根絶する体制を組織として構築する	・一人ひとりの個性を尊重し、挑戦する姿勢をサポートしてくれたと答えた生徒の割合【80%以上】
		ア 基礎基本の定着と主体的な学びの推進ならびに学力の向上 (ア) 体験的、実践的な学びの推進による、前に踏み出す力、考え方力、チームで働く力の育成 (イ) I C T を活用した学習課題や家庭学習の推進	・社会人基礎力の育成を念頭に置いたキャリア教育の推進 (ア) 生徒の多様な進路希望に対応した、個に応じた進路指導の充実 (イ) 地域と連携した商業の学びを生かし、総合生活力、人生設計力を育成
		イ 社会人基礎力の育成を念頭に置いたキャリア教育の推進 (ア) 生徒の多様な進路希望に対応した、個に応じた進路指導の充実 (イ) 地域と連携した商業の学びを生かし、総合生活力、人生設計力を育成	ウ 学校と地域が連携した体験的な活動を通して社会性を身に付ける (ア) 委員会、生徒会、部活動における地域連携の推進 (イ) いわて高校魅力化・ふるさと創生推進事業を活用した地域連携の推進
		エ 基本的生活習慣の確立を図る (ア) 生徒会執行部・各委員会による登校時のあいさつ運動を実施 (イ) 時間管理について、教育活動のあらゆる場面で取り組む	オ 生徒の「居場所づくり」と「絆づくり」の推進(いじめ未然防止) (ア) コミュニケーションの基本として、あいさつの励行を推進 (イ) 生徒会による「人権尊重標語コンクール」の実施
		カ 安心・安全な教育活動の推進 (ア) 生徒一人ひとりを大切にする、生徒目線での教育活動の充実 (イ) 人権尊重について教育活動のあらゆる場面で取り組む	